

1 基本方針

本校周辺の公共交通機関が運行している場合は、原則として通常通り授業を行います。

ただし、①荒天等による交通障害で登校が困難と考えられる場合、②音更町および通学範囲に気象等に関する特別警報や避難勧告等が発表された場合は、臨時休業とします。

2 臨時休業とする場合の判断

原則として当日午前6時までに校長が判断します。午前6時以降に「臨時休校とすべき場合」の状況になった場合は、その時点で判断します。

3 臨時休業とした場合の学校から家庭への連絡

- ① 午前6時までに学校公式ウェブページに情報を掲載します。
- ② 一斉配信メールサービス（要登録）で連絡します。
- ③ 上記以外の方法を希望される場合は、連絡網等で連絡します。

4 通学できない場合の家庭から学校への連絡

一部地域のみ交通傷害が発生し通学できない事態となった場合等は、無理に登校せず自宅で待機し、午前7時30分以降に学校へ連絡してください。（この場合、欠席にはなりません）

北海道立学校管理規則第27条に基づき臨時休業とすべき場合

- 1 学校所在地又は大半の児童生徒等が居住している地域（以下「当該地域」という。）に、気象等に関する特別警報又は津波・火山・地震に関する特別警報が、児童生徒等の登校時刻以前に発表された場合。
- 2 1以外の場合として、当該地域に気象等に関する警報等が発表され、かつ、次の（1）～（3）の状況が併せて発生する事態となった場合、あるいは予想される場合には、臨時休業の実施について総合的に判断すること。
 - （1）当該地域に、市町村から避難指示や避難勧告等が発表される。
 - （2）多くの児童生徒等が利用する公共交通機関が運休するなど、通学困難となる。
 - （3）学校の施設及び設備が損壊するなど、授業を行うことが困難となる。

【参考】気象庁が発表する警報等

- 気象等に関する特別警報
 - ・大雨（浸水、土砂災害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
- 津波・火山・地震に関する特別警報
 - ・津波（大津波警報）、火山噴火（噴火警報（居住地域））、地震（緊急地震速報（震度6弱以上））
- 気象警報
 - ・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
- その他の情報
 - ・指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報 等